

陳情第 56号

令和6年 5月13日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

多摩区在住者

陳情書をTEL 1本で取り下げることができる陳情

陳 情 の 要 旨

陳情書を取り下げる際には、電話1本でもよい（お金が掛からない）運用方法にしてもらいたい。

陳 情 の 理 由

陳情について、陳情者の願意が達成したため、陳情を取り下げるかについて議会局から連絡があった。取り下げる場合には窓口及び郵便において、取り下げるための申請書を提出する必要がある。取り下げるための時間も費用も掛かるため、お金が掛からない運用方法にしてもらいたい。